

自研機第31号
令和8年4月15日

各都道府県知事様
(債権管理担当課・職員研修担当課扱い)
各市区町村長様
(債権管理担当課・職員研修担当課扱い)

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 北崎 秀一
(公印省略)

令和8年度 知っておきたい民法の知識実務講習会の開催について（御案内）

当機構の事業につきましては、日頃から格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記講習会を別紙実施要領のとおり、オンラインで開催することといたしました。

本講習会は、自治体の各所管の業務で問題となる事項について、判例を中心とした事例研究を踏まえて、多くのQ&Aを織り込み、現場の所管業務に即して解説するなど、具体的な講義内容としておりますので、是非御参加くださるようお願い申し上げます。

なお、当機構の賛助会員となっておられますと、各種講習会・セミナー受講料の割引、各種研究報告書等の無料配布等、多くの特典がございますので、まだ入会されていない団体におかれましては、この機会に是非御入会されますよう、併せて御案内申し上げます。

《連絡先》

一般財団法人 地方自治研究機構 研修部

〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

電話 03-5148-0662 FAX 03-5148-0664

ホームページ <https://www.rilg.or.jp>

令和8年度 知っておきたい民法の知識実務講習会 実施要領

～自治体業務と民法の理解を深めるため現場の所管業務に即して解説～

1 目的

民法は日常生活のすみずみに関連しますが、抽象的で理解しにくいとの声をよく聞きます。一方で、自治体の業務も様々であり、地方自治法、地方税法、公営住宅法などには民法を基に修正された規定があることに気付きます。そこで、民法をよりよく理解することはもちろん、行政特有の法律の理解にも役立つように本講習会を企画しました。

本講習会では、自治体業務と民法の関わりをテーマとして、意思表示、時効、債権の内容、保証、契約など、改正された民法の理解だけでなく、行政関係の法律と比較しながら理解していただく構成とし、問題となる事項について、判例、Q&Aを織り込み、所管業務に即して解説することにより、地方公共団体の事務の一層の推進に資することを目的としています。

2 開催日

令和8年6月5日（金）

3 実施方法

ZOOM または YouTube によるオンライン

4 受講対象者

都道府県・市区町村の各業務担当職員等

5 内容・講師

・はじめに 民法が理解しにくいのはなぜ

- ① 強行規定と任意規定…規定に反する定め効力
- ② 送達…送達（公示送達）の効力
- ③ 代理…代理の確認
- ④ 意思表示…錯誤の問題
- ⑤ 延滞金と遅延損害金…違いを理解する。
- ⑥ 時効…時効とは、請求時期、時効の進行
- ⑦ 弁済…支払いが有効とされる場合
- ⑧ 相殺…相殺と充当
- ⑨ 契約…契約の意味
- ⑩ 契約種類…民法による契約の特徴、売買、請負、委任、賃貸借
- ⑪ 契約方法…自治体の契約方法
- ⑫ 契約内容…契約内容の注意点
- ⑬ 連帯債務と連帯保証…違い、民法改正後の扱い
- ⑭ 保証…債権の保全、履行の確保、保証のあり方、請求時期、保証の管理
- ⑮ 事務管理…事務管理の内容
- ⑯ 不当利得…返還金の問題
- ⑰ 不法行為…債務不履行との違い
- ⑱ 相続…債務の継承、単純承認、限定承認、相続放棄
- ⑲ 貸付金、補助金…民法との関連

- ⑳ 水道…民法との関連
- ㉑ 公営住宅…民法との関連
- ㉒ 道路、建築…民法との関連
- ㉓ 学校給食費…民法との関連
- ㉔ 公立病院…民法との関連
- ㉕ 会計…民法との関連

・質疑応答

講師：元芦屋市会計管理者 青田 悟朗 氏

※ 都合により変更する場合があります。

6 受講料

当機構の賛助会員団体 1名につき 10,000円（税込）

賛助会員以外の団体 1名につき 15,000円（税込）

＜支払方法＞

後日郵送する請求書により、お振込みください。

7 申込方法

申込み専用フォーム (https://krs.bz/rilg/m/rilg_koshu) からお申込みください。

また、別添受講申込書により当機構宛てメール (koshu@rilg.or.jp) でもお申込みできますが、なるべく申込み専用フォームからお願いいたします。

申込書様式は、当機構ホームページ (<https://www.rilg.or.jp/htdocs/003.html>) からダウンロードできます。

8 オンライン受講に関する留意事項〔ライブ配信 6/5・見逃し配信 6/17～7/1〕

- (1) 視聴のための端末及び通信回線は受講者の負担となります。
- (2) メール又はFAXによりお申込みの際は、「参加方法」をチェックの上、ご視聴される方のメールアドレスを必ずご記入ください。
- (3) 配信URL及びレジュメのダウンロードURLは、受講日までにご登録いただいたメールアドレスあてに送付いたします。
- (4) 「ZOOM」でご参加の場合、ビデオ機能で参加者との交流や、チャット機能により講師に質問ができますが、「YouTube」でご参加の場合は講義や討議を視聴するだけとなりますので、通信環境等に問題がなければ、ZOOMでのご参加をお勧めいたします。
- (5) オンラインでの受講料は1名当たりの金額です。複数名で申し込まれた場合は、その人数分の受講料が必要です。

9 申込期限

令和8年5月29日（金）

なお、申込期限後においても受講申込みをお受けできる場合がありますので、当機構研修部にお問い合わせください。

10 問合せ先

一般財団法人 地方自治研究機構 研修部

TEL:03-5148-0662 FAX:03-5148-0664 E-mail: koshu@rilg.or.jp

令和8年度 知っておきたい民法の知識実務講習会 受講申込書

1 受講申込講習会

令和8年6月5日（金） 10時～16時45分 オンライン開催

○参加方法（どちらかに） ZOOM による配信 YouTube による配信

2 受講者氏名・事務連絡担当者氏名等

都道府県	市区町村	所属部課	職名	氏名	連絡先(TEL・E-mail)
					TEL: E-mail:
					TEL: E-mail:
					TEL: E-mail:

【事務連絡担当者氏名・所属・電話番号】

団体名	所属	職名	氏名
住所 〒			
TEL :			
E-mail:			

【受講料の支払い方法】

請求書を郵送いたしますので、受講後お振込みください。

◆請求相手方：
(例：〇〇市長 △△ △△)

◆請求日（次のいずれかに○を付してください）

- ・特に希望なし
- ・令和 年 月 日希望

※記載のない場合、請求相手方は団体名、請求日は当機構からの請求書の発送日で請求書を発行いたします。

申込期限 令和8年5月29日（金）
(申込期限後においても受講申込みをお受けできる場合がありますので、お問い合わせください。)

申込先 一般財団法人 地方自治研究機構 研修部
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目14番16号
TEL 03-5148-0662 E-mail:koshu@rilg.or.jp

令和8年度 知っておきたい民法の知識実務講習会 質問用紙

都道府県	市区町村	所属部課	氏名
電話番号		E-mail	
【債権名称】			
【件 名】			
【質問事項】			

(注)

- 1 ご質問がある場合は、5月7日（木）までに、本様式によりメールで送付してください。
なお、締切後の回答は、研修後になります。（メール送付先：koshu@rilg.or.jp）
- 2 質問内容の確認のための問い合わせ先（課名・氏名・電話番号）は、必ずご記入ください。
- 3 全てワードでご記入ください。

【記載例】

令和8年度 知っておきたい民法の知識実務講習会 質問用紙

都道府県	市区町村	所属部課	氏名
電話番号		E-mail	
【債権名称】 (特に所管していない場合は、記入不要)			
【件名】 時効の適用 ほか			
【質問事項】 例1 国民健康保険法 65 条 3 項では取消しにより返還金が発生しますが、その時効は自治法 236 条か民法の不当利得のどちらでしょうか。 例2 貸付金の債務者が死亡し、その相続人全員が相続放棄しました。保証人はそのまま存在します。この場合、債権放棄ができますか。 例3 介護保険料の送達につき、相手は認知症が進んでいることが判明しましたが、成年後見人の選任はされていません。本人宛に送付して有効でしょうか。 例4 公営住宅の保証人があり、保証人は民法改正前で極度額の定めをしていません。3年分の未納があり、全額を保証人に負担させることができますか。 例5 滞納処分の規定がない返還金は遅延損害金が請求できると聞きましたが、どの時点から遅延損害金が請求できますか。 例6 2人が共有する土地があり、固定資産税を課しており、未納ですが、1人に全額請求できますか。また、滞納処分するにはどうしたらよいでしょうか。 例7 時効完成した貸付金債権につき、相手は時効完成を知らずに納付しました。この場合、返還すべきでしょうか、それとも受領できますか。 問8 貸付金の債務者は資力がなく、代わりに親が支払うとっています。この場合受領できますか。また、親が一部を納付した場合、残額を親に請求できますか。 問9 給水工事代金が未納ですが、給水契約を拒否できますか。 問10 公営住宅において民法改正前の保証人があり、借受人は3年分の未納があります。この場合、未納分全額を保証人に請求できますか。			

(注)

- ご質問がある場合は、5月7日(木)までに、本様式によりメールで送付してください。
なお、締切後の回答は、研修後になります。(メール送付先: koshu@rilg.or.jp)
- 質問内容の確認のための問い合わせ先(課名・氏名・電話番号)は、必ずご記入ください。
- 全てワードでご記入ください。